

3 特別会計

(1) 国民健康保険特別会計事業勘定

国民健康保険特別会計事業勘定の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	7,247,744,666	6,739,923,905	507,820,761	0	507,820,761
19	7,336,960,984	6,963,980,046	372,980,938	0	372,980,938
比 較	△ 89,216,318	△ 224,056,141	134,839,823	0	134,839,823

国民健康保険特別会計事業勘定の決算は、歳入総額 7,247,744,666 円に対して歳出総額 6,739,923,905 円で、差引形式収支額及び実質収支額は 507,820,761 円の黒字となっている。

前年度と比較すると、歳入総額は 89,216,318 円の減となっている。主な増減は、国民健康保険税が 427,262,501 円の減、国庫支出金が 92,792,408 円の減、療養給付費等交付金が 990,962,177 円の減、新たな交付金である前期高齢者交付金は 1,481,292,334 円を収入し、県支出金は 36,961,164 円の増、共同事業交付金が 111,218,360 円の増、繰入金が 55,388,568 円の減、繰越金が 148,491,661 円の減である。

また、歳出総額では 224,056,141 円の減となっている。主な増減は、後期高齢者支援金等に 724,057,742 円の新たな支出、老人保健拠出金が 844,665,752 円の減、共同事業拠出金は 79,622,165 円の増、基金積立金は 101,580,247 円、諸支出金は 59,456,932 円それぞれ減少しており、後期高齢者医療制度の実施に伴い、収入構成、支出構成ともに大きく変わっている。

差引形式収支額及び実質収支額は、134,839,823 円の増となっている。

審査意見

① 未収金の徴収確保について

国民健康保険税の未収金の状況は次表のとおりである。未収金の総額は、349,436,966 円で前年度に比べ 11,281,338 円 (3.3%) 増加している。

なお、収入済保険税の還付未済が 147,000 円生じているため、決算書における収入未済額は、349,289,966 円となっている。

未収金のうち滞納繰越分をみると、不納欠損処分により 31,243,842 円減少したにもかかわらず、滞納繰越額は更に 11,281,338 円増加しており、徴収率においても 3.9 ポイント低下している。国民健康保険税の納税制度は国保事業の根幹をなすものであり、徴収率の改善に向けた積極的な取組みが望まれる。

また、負担の公平を図るためにも、悪質な滞納者に対しては厳正なる対応措置を講じられたい。

未収金の状況

(単位：円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		前年度比較	
	未収額	徴収率	未収額	徴収率	増 減	徴収率
現年課税分	118,471,058	92.9	116,585,429	94.4	1,885,629	△ 1.5
滞納繰越分	230,965,908	21.3	221,570,199	23.4	9,395,709	△ 2.1
合 計	349,436,966	81.1	338,155,628	85.0	11,281,338	△ 3.9

② 不納欠損処分について

不納欠損処分の状況は、次表のとおりである。地方税法第18条第1項によるものが248人、同法第15条の7第4項及び第5項によるものが51人となっており、前年度に比し、全体で67人、5,970,082円増加している。

不納欠損の処理は法的根拠に基づき厳正に処理することは当然であるが、この段階に至るまでの地道な日常管理の積み重ねが何よりも肝要であることを改めて認識し、それを実行願いたい。

不納欠損処分の状況

不納欠損処分合計		地方税法第18条第1項 (時効5年)		同法第15条の7第4項 (執行停止での消滅)		同法第15条の7第5項 (即時消滅)	
人	処分額(円)	人	処分額(円)	人	処分額(円)	人	処分額(円)
299	31,243,842	248	28,649,621	48	2,541,621	3	52,600

(2) 国民健康保険特別会計直診勘定

国民健康保険特別会計直診勘定の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	435,469,112	418,935,174	16,533,938	0	16,533,938
19	418,611,263	408,173,063	10,438,200	0	10,438,200
比 較	16,857,849	10,762,111	6,095,738	0	6,095,738

国民健康保険特別会計直診勘定の決算は、歳入総額 435,469,112 円に対して歳出総額 418,935,174 円で、差引形式収支額及び実質収支額は 16,533,938 円の黒字となっている。

前年度と比較すると、歳入総額は 16,857,849 円の増となっている。これは、診療収入が 37,918,530 円、繰越金が 9,227,227 円減少しているが、繰入金 が 64,574,000 円増加したこと等による。歳出総額は 10,762,111 円の増となっている。これは、基金積立金が 7,787,507 円減少しているが、医業費が 18,623,130 円の増となったこと等による。

形式収支額及び実質収支額は、6,095,738 円の増となっている。

(3) 介護保険特別会計保険事業勘定

介護保険特別会計保険事業勘定の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	5,054,350,260	4,865,814,513	188,535,747	0	188,535,747
19	4,805,480,982	4,683,103,419	122,377,563	0	122,377,563
比 較	248,869,278	182,711,094	66,158,184	0	66,158,184

介護保険特別会計保険事業勘定の決算は、歳入総額 5,054,350,260 円に対して歳出総額 4,865,814,513 円で、差引形式収支額及び実質収支額は 188,535,747 円の黒字となっている。

前年度と比較すると、歳入総額は 248,869,278 円の増となっている。これは、繰越金が 42,474,107 円減少しているが、国庫支出金が 113,643,594 円、支払基金交付金が 91,588,722 円、県支出金が 21,847,970 円、繰入金が 59,209,030 円の増となったこと等による。また、歳出総額は 182,711,094 円の増となっている。これは、基金積立金が 18,217,815 円減少しているが、総務費が 15,127,110 円、保険給付費が 150,823,091 円、地域支援事業費が 9,648,000 円、諸支出金が 25,330,708 円増加したことによる。

差引形式収支額及び実質収支額は 66,158,184 円の増となっている。

審査意見

① 未収金の徴収確保について

介護保険料の未収金の状況は次のとおりである。徴収率では大きな変動はないが、未収金の総額は 8,132,190 円で、前年度に比べ 1,142,450 円、16.3%もの増加となっている。

制度の趣旨並びに内容等を十分説明し未収金の回収に一層努力されたい。

未収金の状況

(単位：円、%)

区 分	平成20年度		平成19年度		前年度比較	
	収入未済額	徴収率	収入未済額	徴収率	増 減	徴収率
現年度分	3,838,290	99.5	3,445,510	99.5	392,780	0.0
滞納繰越分	4,293,900	25.9	3,544,230	33.5	749,670	△ 7.6
合 計	8,132,190	98.7	6,989,740	98.8	1,142,450	△ 0.1

② 不納欠損処分について

不納欠損処分の状況は、次表のとおりである。介護保険法第 200 条の規定によるものが 67 人となっている。

今後とも安易な不納欠損に至らないよう債権管理に万全を期すよう努められたい。

不納欠損処分の状況

不納欠損処分合計		介護保険法第200条（時効2年）	
人	処分数（円）	人	処分数（円）
67	883,460	67	883,460

③ その他適切な事務執行について

介護用おむつ給付費の支給について、誤払いが生じている。関係書類により申請者等の確認を十分に行い、適切な事務を執行されたい。

(4) 介護保険特別会計サービス事業勘定

介護保険特別会計サービス事業勘定の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	190,318,420	174,132,427	16,185,993	0	16,185,993
19	145,760,212	141,717,559	4,042,653	0	4,042,653
比 較	44,558,208	32,414,868	12,143,340	0	12,143,340

介護保険特別会計サービス事業勘定の決算は、歳入総額 190,318,420 円に対して歳出総額 174,132,427 円で、差引形式収支額及び実質収支額は 16,185,993 円の黒字となっている。

前年度と比較すると、歳入総額は 44,558,208 円の増となっている。これは、サービス収入が 2,729,000 円、繰入金が 41,099,000 円それぞれ増加したこと等による。歳出総額は 32,414,868 円の増となっている。これは、総務費が 28,878,190 円増となったこと等による。

形式収支額及び実質収支額は、12,143,340 円の増となっている。

(5) 老人保健特別会計

老人保健特別会計の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	919,349,076	881,777,516	37,571,560	0	37,571,560
19	7,864,350,279	7,682,921,240	181,429,039	0	181,429,039
比 較	△ 6,945,001,203	△ 6,801,143,724	△ 143,857,479	0	△ 143,857,479

老人保健特別会計の決算は、歳入総額 919,349,076 円に対して、歳出総額 881,777,516 円で、差引形式収支額及び実質収支額は 37,571,560 円の黒字となっている。

前年度と比較すると、歳入総額は 6,945,001,203 円の減、歳出総額は 6,801,143,724 円の減となっている。これらは、平成 20 年度に老人保健事業が後期高齢者医療事業に移行し、老人保健による新たな医療行為等が行われていないためである。

差引形式収支額及び実質収支額は、143,857,479 円の減となっている。

(6) 後期高齢者医療特別会計

平成 20 年度に新設された後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	690,809,675	677,602,233	13,207,442	0	13,207,442

後期高齢者医療特別会計の決算は、歳入総額 690,809,675 円に対して歳出総額 677,602,233 円で、差引形式収支額及び実質収支額は 13,207,442 円の黒字となっている。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料が 511,435,193 円、繰入金 178,697,617 円となっている。

一方、歳出の主なものは、総務費 6,920,362 円、後期高齢者医療広域連合納付金 670,665,971 円となっている。

なお、総務費において、賦課徴収費 3,990,000 円を翌年度に繰越している。

審査意見

① 未収金の徴収確保について

後期高齢者医療保険料の未収状況は、次のとおりである。未収金の総額は3,844,118円であるが、還付未済が4,401,411円生じているため、収入未済額は△557,293円となっている。

保険料の納付は、医療保険事業の根幹をなすものであり、制度の趣旨並びに内容等を十分説明し、未収金の回収に努力されたい。

未収金の状況

(単位：円、%)

区 分	調定額	収入済額	収入未済額	還付未済額	未収額	徴収率
特別徴収	363,012,332	366,824,469	△ 3,812,137	3,812,137	0	100.0
普通徴収	147,865,568	144,610,724	3,254,844	589,274	3,844,118	97.4
合計	510,877,900	511,435,193	△ 557,293	4,401,411	3,844,118	99.2

② 還付未済金の早期解消について

還付未済は、上記の表に示すとおり、特別徴収に多く生じている。保険料の更正や死亡等により、保険料の過誤納付となったものであるが、迅速な還付に努められたい。

(7) 訪問看護ステーション特別会計

訪問看護ステーション特別会計の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	24,134,536	23,184,802	949,734	0	949,734
19	25,729,391	22,916,695	2,812,696	0	2,812,696
比較	△ 1,594,855	268,107	△ 1,862,962	0	△ 1,862,962

訪問看護ステーション特別会計の決算は、歳入総額 24,134,536 円に対して歳出総額 23,184,802 円で、差引形式収支額及び実質収支額は 949,734 円の黒字となっている。

前年度と比較すると、歳入総額は 1,594,855 円の減となっている。これは、主に繰越金が減となったことによる。

一方、歳出総額は 268,107 円の増であり、ほぼ前年度並みの決算となっている。

差引形式収支額及び実質収支額は、1,862,962 円の減となっている。

(8) 簡易水道特別会計

簡易水道特別会計の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	691,580,862	664,118,620	27,462,242	12,519,000	14,943,242
19	1,202,315,756	1,112,185,810	90,129,946	70,863,000	19,266,946
比 較	△ 510,734,894	△ 448,067,190	△ 62,667,704	△ 58,344,000	△ 4,323,704

簡易水道特別会計の決算は、歳入総額 691,580,862 円に対して歳出総額 664,118,620 円で、差引形式収支額 27,462,242 円となっており、翌年度に繰越すべき財源 12,519,000 円を差引いた実質収支額は 14,943,242 円の黒字となっている。

前年度と比較すると、歳入総額は 510,734,894 円の減となっている。これは、使用料及び手数料が 197,425,959 円、国庫支出金が 45,356,000 円、繰入金が 52,545,966 円、市債が 204,500,000 円減少したこと等による。

また、歳出総額は 448,067,190 円の減となっている。これは、公債費が 15,860,756 円増加しているが、簡易水道費が 463,927,946 円の減となったことによる。

これら、歳入、歳出の大幅な減は、平成 19 年度途中に一部地域の簡易水道事業が水道事業へ統合したことによるものである。

また、簡易水道費において、簡易水道施設整備事業 60,921,000 円を翌年度に繰越している。差引形式収支額は 62,667,704 円減少しており、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額も 4,323,704 円の減となっている。

審査意見

① 未収金の徴収確保について

水道料金の未収状況は次のとおりである。未収金の総額は、5,587,023 円で前年度に比べ 1,597,156 円 (40.0%) 増加している。

水道料金は受益者が当然負担すべき性質のものであり、悪質滞納者には給水停止等の厳正なる対処措置を講じられ、未収金の回収に一層努力されたい。

未収金の状況

(単位：円、%)

年 度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
20	197,584,215	191,986,652	10,540	5,587,023	97.2
19	393,115,378	389,125,511	0	3,989,867	99.0
比 較	△ 195,531,163	△ 197,138,859	10,540	1,597,156	△ 1.8

② 不納欠損処分について

不納欠損処分の状況は、次のとおりである。地方自治法第 236 条第 1 項の消滅時効によるものである。

財源の確保と負担の公平を図るため、安易な不納欠損に至らないよう債権管理に万全を期すよう努められたい。

不納欠損処分状況

不納欠損処分合計		地方自治法第236条第1項					
		破産・倒産		死亡		行方不明他	
人	処分額 (円)	人	処分額 (円)	人	処分額 (円)	人	処分額 (円)
1	10,540	0	0	0	0	1	10,540

(9) 下水道特別会計

下水道特別会計の決算状況は、次のとおりである

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	4,721,331,520	4,655,341,395	65,990,125	13,189,000	52,801,125
19	5,087,296,046	5,026,897,694	60,398,352	13,099,000	47,299,352
比 較	△ 365,964,526	△ 371,556,299	5,591,773	90,000	5,501,773

下水道特別会計の決算は、歳入総額 4,721,331,520 円に対して歳出総額 4,655,341,395 円で、差引形式収支額 65,990,125 円となっており、翌年度へ繰越すべき財源 13,189,000 円を差引いた実質収支額は 52,801,125 円の黒字となっている。

前年度と比較すると、歳入総額は 365,964,526 円の減となっている。これは、繰入金が 211,895,000 円増加しているが、分担金及び負担金が 54,994,158 円、国庫支出金が 40,600,000 円、県支出金が 164,327,000 円、繰越金が 30,072,818 円、市債が 294,100,000 円、それぞれ減になったことによる。歳出総額は、371,556,299 円の減となっている。これは、公債費が 146,893,136 円増加しているが、公共下水道費が 154,348,465 円、農業集落排水費が 364,100,970 円、それぞれ減になったことによる。

なお、公共下水道費 268,559,000 円、農業集落排水費 94,300,000 円をそれぞれ翌年度に繰越をしている。

形式収支額は 5,591,773 円増加しており、翌年度に繰越すべき財源を差し引いた実質収支額も 5,501,773 円の増となっている。

審査意見

① 未収金の徴収確保について

下水道特別会計における未収金の状況は、次のとおりである。分担金及び負担金の未収金は、2,247,859 円で前年度に比べ 853,600 円 (27.5%) 減少し、使用料及び手数料の未収金は 42,664,169 円で、前年度に比べ 310,449 円 (0.7%) 減少している。一方では、分担金及び負担金で 430,400 円、使用料及び手数料で 4,284,531 円を、それぞれ不納欠損処分している。分担金及び負担金の未収金は、すべて滞納繰越分であるが、歳入の確保、負担の公平を図るためにも早期の回収に努められたい。

使用料及び手数料の未収金については、受益者が当然負担すべき性質のものであり、悪質滞納者には厳正なる対処措置を講じられ、未収金の回収に一層努力されたい。

また、平成 20 年度末の処理区域の普及率 100%に対して、水洗化率は 90.9%である。水洗化率の低い処理区内住民の理解と意識高揚に努め、その向上を図られたい。維持管理についても、汚泥の減量化に努められ、維持管理コストの削減のため一層の努力をされたい。

未収金の状況（分担金及び負担金）

（単位：円、％）

年 度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
20	36,800,509	34,122,250	430,400	2,247,859	92.7
19	97,323,230	89,116,408	5,105,363	3,101,459	91.6
比較	△ 60,522,721	△ 54,994,158	△ 4,674,963	△ 853,600	1.1

未収金の状況（使用料）

（単位：円、％）

年 度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
20	1,205,291,101	1,158,342,401	4,284,531	42,664,169	96.1
19	1,200,107,419	1,154,255,751	2,877,050	42,974,618	96.2
比較	5,183,682	4,086,650	1,407,481	△ 310,449	△ 0.1

② 不納欠損処分について

不納欠損処分の状況は、次のとおりである。いずれも地方自治法第236条第1項の消滅時効（5年）によるものである。

分担金及び負担金、使用料及び手数料は、共に本会計の主要な財源である。財源の確保と負担の公平を図るため、安易な不納欠損に至らないよう債権管理に万全を期すよう努められる。

不納欠損処分の状況（分担金及び負担金）

不納欠損処分合計		地方自治法第236条第1項					
		破産・倒産		死亡		行方不明他	
人	処分額（円）	人	処分額（円）	人	処分額（円）	人	処分額
7	430,400	7	430,400	0	0	0	0

不納欠損処分の状況（使用料）

不納欠損処分合計		地方自治法第236条第1項					
		破産・倒産		死亡		行方不明他	
人	処分額（円）	人	処分額（円）	人	処分額（円）	人	処分額
80	4,284,531	34	1,280,173	10	491,985	36	2,512,373

(10) 地方卸売市場特別会計

地方卸売市場特別会計の決算状況は、次のとおりである。

（単位：円）

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	4,287,793	3,885,562	402,231	0	402,231
19	3,830,433	2,762,691	1,067,742	0	1,067,742
比較	457,360	1,122,871	△ 665,511	0	△ 665,511

地方卸売市場特別会計の決算は、歳入総額4,287,793円に対して歳出総額3,885,562円で、差引形式収支額及び実質収支額は402,231円の黒字となっている。

前年度と比較すると、歳入総額は457,360円の増となっている。これは、主に繰越金が増加したことによる。歳出総額は1,122,871円の増となっている。これは、市場費が増加したことによる。

差引形式収支額及び実質収支額は、665,511円の減となっている。

(11) 自動車教習所特別会計

自動車教習所特別会計の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	73,693,410	73,693,410	0	0	0
19	87,928,212	78,971,035	8,957,177	0	8,957,177
比 較	△ 14,234,802	△ 5,277,625	△ 8,957,177	0	△ 8,957,177

自動車教習所特別会計の決算は、歳入総額 73,693,410 円に対して歳出総額 73,693,410 円で、差引形式収支額は 0 円となっている。これは、春日自動車教習所の民営化に伴い特別会計を廃止したことによる。

なお、本会計の廃止に伴い春日自動車教習所基金についても廃止され、その 43,740,298 円全額を本会計に繰り入れがされている。さらに本会計において、余剰収入となった 37,076,341 円は、一般会計に繰り出されている。

(単位：人)

年 度	大型車科		普通車科		審査科		高齢者講習	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
20	0	0	32	20	12	4	510	28
19	6	0	180	68	15	8	1,443	6
比 較	△ 6	0	△ 148	△ 48	△ 3	△ 4	△ 933	22

審査意見

平成 20 年 10 月 1 日、民営の自動車教習所として再スタートされたが、自動車教習所の社会的役割は依然重要である。健全な経営によって、ますます高齢者講習等地域に根ざした運営がなされるよう願うものである。

(12) 駐車場特別会計

駐車場特別会計の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	翌年度繰越財源	実質収支額
20	16,993,512	15,642,238	1,351,274	0	1,351,274
19	17,345,661	16,029,837	1,315,824	0	1,315,824
比 較	△ 352,149	△ 387,599	35,450	0	35,450

駐車場特別会計の決算は、歳入総額 16,993,512 円に対して歳出総額 15,642,238 円で、差引形式収支額及び実質収支額は 1,351,274 円の黒字となっている。

前年度と比較すると、歳入総額は 352,149 円の減となっている。これは、主に繰越金が減少していることによる。歳出総額は 387,599 円の減となっている。これは、総務費が減になったことによる。

差引形式収支額及び実質収支額は、35,450 円の増となっている。

駐車場使用の状況 (月極)

年 度	区画数	年間利用台数	月平均利用台数	1区画あたりの年間利用台数
20	193 区画	1,185 台	99 台	0.51 台
19	193 区画	1,116 台	93 台	0.48 台
比較	0 区画	69 台	6 台	0.03 台

駐車場使用の状況 (一時預かり)

年 度	区画数	年間利用台数	月平均利用台数	1区画あたりの年間利用台数
20	214 区画	25,171 台	2,097 台	117 台
19	214 区画	25,313 台	2,109 台	118 台
比較	0 区画	△ 142 台	△ 12 台	△ 1 台

(13) 農業共済特別会計

ア 事業の実績概要

平成20年度における引受戸数の状況は、次のとおりである。

共済区分	平成20年度			平成19年度			平成18年度 引受戸数
	引受戸数	前年度比較		引受戸数	前年度比較		
		増減	比率		増減	比率	
農作物	4,412	△ 67	98.5	4,479	△ 151	96.7	4,630
家畜	123	△ 4	96.9	127	△ 4	96.9	131
畑作物	38	△ 3	92.7	41	△ 2	95.3	43
園芸施設	73	1	101.4	72	6	109.1	66
合計	4,646	△ 73	98.5	4,719	△ 151	96.9	4,870

平成20年度の引受戸数は、各共済の合計において4,646戸で、前年度に比べ73戸(1.5%)減少しているが、特に農作物の水稻の減少が大きく引受戸数は4,400戸で67戸(1.5%)の減となっている。

イ 各勘定総合収支決算

収益的収入及び支出の決算状況は、次のとおりである。

収 入

(単位：円)

区 分	年 度	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
第1款 共済事業収益	20	248,010,000	233,478,465	△ 14,531,535	
	19	271,651,000	240,688,900	△ 30,962,100	
第1項 事業収益	20	230,527,000	216,977,737	△ 13,549,263	
	19	256,564,000	226,722,681	△ 29,841,319	
第2項 事業外収益	20	17,483,000	16,500,728	△ 982,272	
	19	15,087,000	13,966,219	△ 1,120,781	

支 出

(単位：円)

区 分	年 度	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
第1款 共済事業費用	20	248,010,000	221,608,088	26,401,912	
	19	271,651,000	225,929,345	45,721,655	
第1項 事業費用	20	236,011,000	221,229,211	14,781,789	
	19	268,575,000	223,026,687	45,548,313	
第2項 事業外費用	20	383,000	378,877	4,123	
	19	2,776,000	2,902,658	△ 126,658	
第3項 予備費	20	11,616,000	0	11,616,000	
	19	300,000	0	300,000	

共済事業収益は、予算額 248,010,000 円に対して決算額 233,478,465 円で、予算に対する収入率は 94.1%、予算額に対し 14,531,535 円の減少となっている。

共済事業費用は、予算額 248,010,000 円に対し決算額 221,608,088 円で、予算に対する執行率は 89.4%、不用額は 26,401,912 円となっている。

ウ 各勘定総合損益計算

各勘定を総合した損益は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	平成20年度			平成19年度			平成18年度 決算額
	決算額	前年度比較		決算額	前年度比較		
		増 減	比率		増 減	比率	
事業収益	216,977,737	△ 9,744,944	95.7	226,722,681	△ 11,091,367	95.3	237,814,048
事業費用	221,229,211	△ 1,797,476	99.2	223,026,687	△ 11,378,787	95.1	234,405,474
事業利益(△損失)	△ 4,251,474	△ 7,947,468	△ 115.0	3,695,994	287,420	108.4	3,408,574
事業外収益	16,500,728	2,534,509	118.1	13,966,219	△ 2,033,781	87.3	16,000,000
事業外費用	378,877	△ 2,523,781	13.1	2,902,658	212,159	107.9	2,690,499
事業外利益	16,121,851	5,058,290	145.7	11,063,561	△ 2,245,940	83.1	13,309,501
当年度純利益	11,870,377	△ 2,889,178	80.4	14,759,555	△ 1,958,520	88.3	16,718,075

当年度事業収益 216,977,737 円に対し事業費用 221,229,211 円で、差引事業損益は 4,251,474 円の赤字となっており、前年度事業利益と対比すると 7,947,468 円の減少となっている。また、これに事業外利益 16,121,851 円を加えた当年度純利益は 11,870,377 円となっており、前年度純利益と対比すると 2,889,178 円 (19.6%) の減少となっている。

事業収支は、農作物共済において水稻の局地的な雷雨により一部倒伏の被害が発生したものの、その程度は軽微であった。病虫害では、気温が高温傾向に経過したことから、紋枯病やニカメイチュウ、カメムシの発生が見られたが、被害程度は軽微であった。

また、鳥獣害では、山間地を中心に被害が多数発生している。家畜共済については死廃事故、病傷事故ともに増加し、共済金の支払いも増加している。

審査意見

① 事業収支について

当年度の事業損益は、業務勘定及び総合で赤字となっており、健全な運営に向けた取組みが望まれる。

各共済事業勘定においても引受数の拡大を図るとともに、適切な損害防止を行い共済事故の低減を図るとともに、事業損益の改善に努力されたい。

② 未収金の徴収確保について

共済事業掛金及び賦課金の未収金の状況は次のとおりである。未収金は、分納申請により納期が未到来のものを差し引くと 1,016,015 円となっている。債権管理体制の強化を図り、制度の趣旨並びに内容等を十分説明し、未収金の回収に一層努力されたい。

また、農業災害補償法第 88 条により消滅時効（3 年）したもの 76 件、349,834 円を不納欠損処分しているが、安易な不納欠損に至らないよう債権管理に万全を期すよう努められたい。

未収金の状況

(単位：円)

区分	現年度分		過年度分		合 計
	件数	未収額	件数	未収額	
水稻共済	66	226,627	190	786,917	1,013,544
麦共済	2	2,471	0	0	2,471
家畜共済	51	7,921,900	0	0	7,921,900
合 計	119	8,150,998	190	786,917	8,937,915

※家畜共済平成 20 年度分未収額には、農業共済条例第 74 条に基づく分納申請をしている者で、平成 21 年 3 月末において納期が到来していないもの 51 件 7,921,900 円を含む。

不納欠損処分の状況

不納欠損処分合計		農業災害補償法第88条(水稻)		農業災害補償法第88条(家畜)	
件数	処分額 (円)	件数	処分額 (円)	件数	処分額 (円)
76	349,834	76	349,834	0	0